

琉球大学学術リポジトリ

大正拾五年期甘蔗栽培奨励規程 花蓮港製糖所

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 矢内原忠雄, 台湾, 甘蔗, 花蓮港製糖所, 糖業 キーワード (En): Yanaihara Tadao 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38239

矢内原忠雄文庫

史料名	大正拾五年期甘蔗栽培奨励規程 花蓮港製糖所
封筒番号	321
原文所所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成 17 年 11 月 16 日
撮影者	富士写真フイルム 株式会社
備考	

矢内原忠雄文庫

封筒番号：321

史料名	大正拾五年期甘蔗栽培獎勵規程 花蓮港製糖所
資料形態	B4変形
枚数	1
頁数	1
縦 (cm)	
横 (cm)	
厚さ (cm)	
書誌的事項	台湾 今泉分類記号：P

大正十五年期甘蔗栽培獎勵規程

第一條 早植獎勵

早植獎勵規程發表と同様

第二條 指導蔗園獎勵

早植獎勵規程發表と同様

第三條 資金貸付

會社が必要と認めたるものには左記の通り資金を貸付す

新植 壹甲ニ付 金五拾圓以内
株出 壹甲ニ付 金四拾圓以内

第四條 肥料補助

甘蔗に會社貸與の肥料を施用する場合は其の施肥量に應じ左記價格にて無利子貸付し原價との差額は會社之を補助す

(甲) 調合肥料

甲 當施肥量貳拾圓以上 壹圓ニ付 金參圓五拾錢也
同 拾五圓以上 同 金四圓也
同 拾圓以上 同 金四圓貳拾錢也
同 拾圓以下 同 金四圓五拾錢也

(乙)

調合肥料拾五圓以上を施用し尙且つ會社が必要と認め硫酸アムモニヤ又は過磷酸石灰を使用せんとするものには左記價格にて無利子貸付をなす

硫酸アムモニヤ 拾貫當 金六圓參拾錢也
過磷酸石灰 同 金貳圓也

(丙) 綠肥補助

早植獎勵規程發表と同様

(丁) 堆肥補助

堆肥を製造し之を四月末日迄蔗園に施用したるものには其品質に應じ相當の補助をなすことあるべし
右補助金の支給を受けんとするものは圃場に搬出前會社社員の立會を求め堆肥製造場にて其容積を測るものとす

第五條 蔗苗貸付

甘蔗を植付けんとして蔗苗を有せざるものには左記價格にて無利子貸付す

早植 蔗苗 壹萬本 金拾四圓也
普通 蔗苗 同 金拾貳圓也

第六條 耕作資金肥料代及蔗苗代ノ回收

耕作資金肥料代及蔗苗代は本期蔗作の甘蔗代金より差引くものとす

第七條 蕃人特別獎勵

蕃人にして會社が適當と認めたる土地に蔗作し一般獎勵規程の適用を受けざるものに對し甲當四萬斤以上の實收を誓約するものには金四拾圓以内の補助をなす事を得

附則

大正十四年期甘蔗栽培獎勵規程追加

一、大正十四年期栽培甘蔗買收價格及割増金
刈取結束原料 壹千斤當 金參圓也
特別割増 同 金壹圓參拾錢也
合計 金四圓參拾錢也

但し、刈取順序は會社より刈取通知を受けたる蔗園よりとし若し之に反し勝手に刈取りたるものは特別割増金を半減す
二、蔗葉結束材料は月桃、ビヤ、又は細葉繩の如き輕量材料を使用するを要す
但し蔗葉を以て結束したるものは千斤に付金貳拾錢を減額す
三、蔗梢を完全に除去せざるものは其の程度により壹割以内の減斤を爲す
四、劣等甘蔗幼莖腐蝕莖及其他製糖原料とならざる夾雜物土砂等の混入せるものは相當の(之により消失する糖分をも加味したる)斤量を控除す

